

三郷出張所だより

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページ
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa> に掲載しています。

国土交通省関東地方整備局
 江戸川河川事務所
 三郷出張所 発行
 電話 048(952)7015
 2015年11月【第26号】

【お知らせ】管内の工事実施箇所について

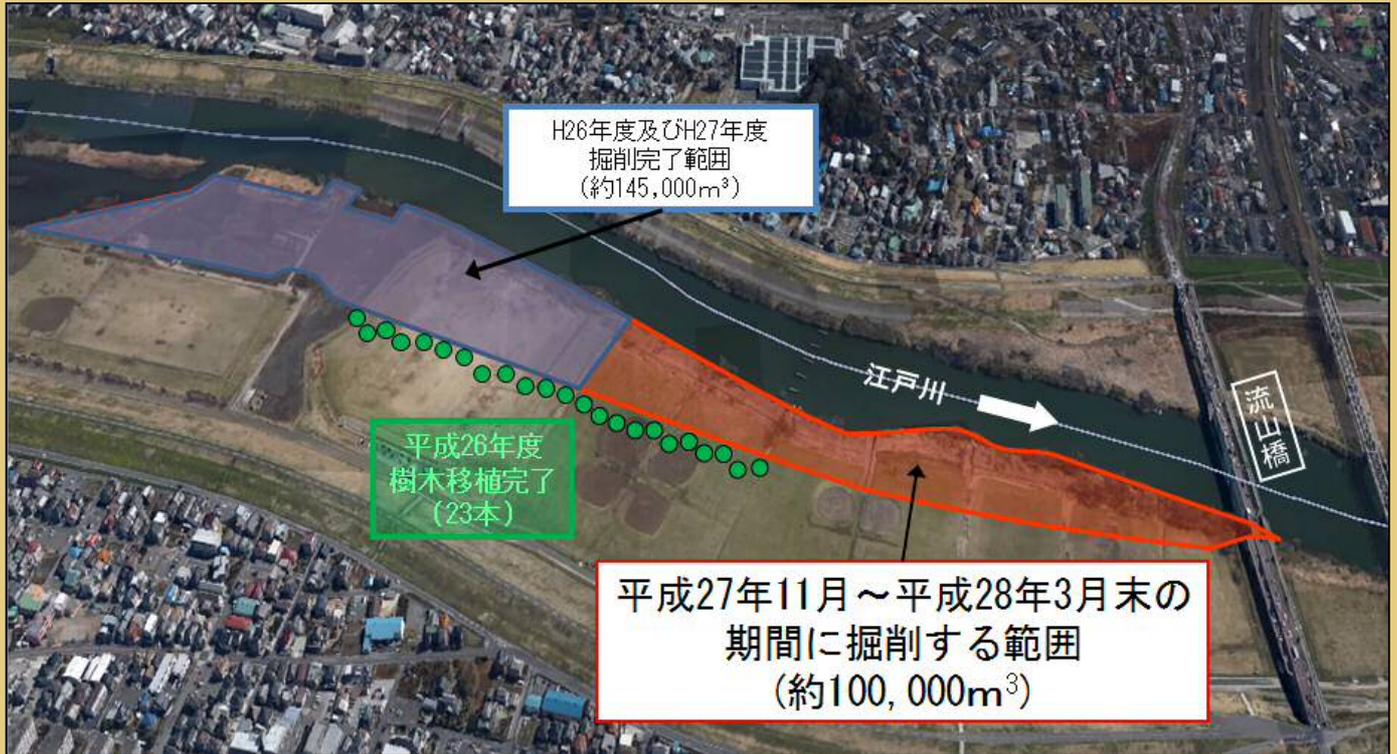
三郷出張所管内(江戸川・中川・三郷放水路)では、現在5件の工事が施工中です。
 また、江戸川の流山橋上流右岸の高水敷からは、堤防などの盛土材に利用する土砂の搬出作業(河道掘削工事)を行っています。
 近隣の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。



※施工延長及び工期については、現場状況や天候等によって変更する場合があります。

工事名	請負業者	主な工事内容	施工延長	工期
① H27三郷吉川河川維持工事	名倉建設(株)	三郷出張所管内の江戸川、中川及び三郷放水路、運河出張所管内の江戸川右岸について、維持管理関係の作業(除草作業を含む)を実施します。	管内全般	～ H28.3.31
② H27江戸川管内除塵設備修繕工事	宇野重工(株)	三郷排水機場並びに倉松川流入施設に設置してある除塵設備(ゴミ取り装置)について、劣化している部品の修繕工事を実施します。	—	～ H28.3.11
③ H27三郷排水機場自家発電設備修繕工事	(株)日立製作所	三郷排水機場に設置してある自家発電設備(1500KVA)について、機能回復を目的とした修繕工事を実施します。	—	～ H28.3.11
④ H27三郷排水機場耐震対策工事	(株)新井組	地震でも施設機能が維持されるための耐震工事を、三郷排水機場内の北側施設(半分)について実施します。	—	～ H28.3.7
⑤ H26戸ヶ崎地区低水護岸工事	戸邊建設(株)	堤防を拡幅するための前段として川の中に鋼矢板を設置し、碎石や土砂で盛土を行う低水護岸工事を実施します。	約300m	～ H28.2.29

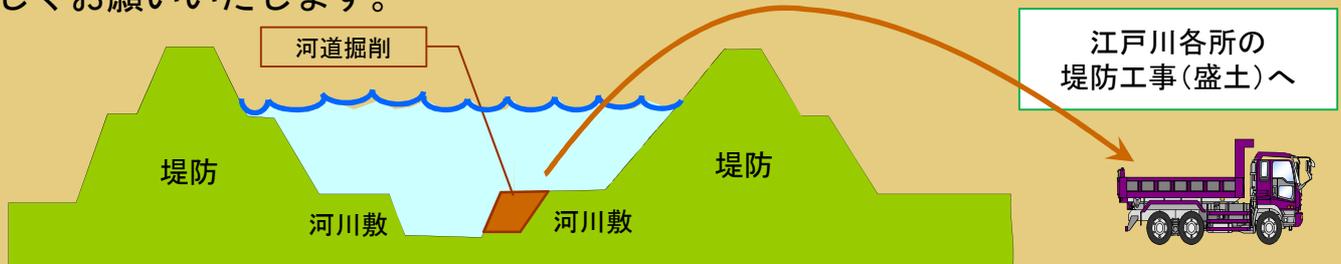
【お知らせ】江戸川河道掘削工事について



江戸川河川事務所では、台風等により発生する洪水を安全に流下させるための工事（河川敷を掘削し川幅を広げる工事）を実施します。

河道掘削工事につきましては、今年の11月から工事が始まり、来年の3月を目途に完了する予定です。

工事期間中は何かとご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。



船舶の放置行為に罰則が適用されます！

河川法施行令改正〔平成26年4月1日〕により、プレジャーボートの適正管理を推進するために、放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられました。

【改正の概要】

- 船舶その他の河川管理者が指定したものを河川区域内の土地に放置等することを禁止
(河川法施行令第16条の4第1項第2号イ)
- 上記に違反した者に対して罰則を適用
罰則：3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
(河川法施行令第59条第2号)

【放置等の禁止の適用】

江戸川河川事務所が管理する以下の河川において、放置等の禁止対象物として、「船舶」を指定

- ※船舶の例：モーターボート、クルーザーヨット、デジキナーヨット、ろかい船、水上オートバイ、はしけ、いかだ(漁業用は除く。)

(平成27年3月27日指定、平成27年4月6日施行)

利根川水系 江戸川 旧江戸川 利根澤河 坂川 坂川放水路
三郷放水路 大場川 第二大場川 大場川放水路 中川
綾瀬川 綾瀬川放水路

(平成27年4月10日指定、平成27年4月20日施行)

利根川水系 北千葉導水路
※河川の範囲の概要は裏面参照

国土交通省江戸川河川事務所
警視庁 千葉県警察
埼玉県警察 茨城県警察

問合せ先 国土交通省江戸川河川事務所 占用調整課 電話 04-7125-7320

☆ あ と が き ☆

10月7日から9日の3日間、三郷出張所では江戸川と中川における「不法係留船舶調査」を実施しました。船舶といえども本来ならば、決められた場所（マリーナ）に停泊させる必要があるのですが、車でいう『駐車違反』のように、川の中に勝手に船舶を停泊させている方が多数いらっしゃいます。

江戸川や中川に船舶を「不法係留」している皆さん、船舶の所有とともに、マナーもしっかり持ち合わせてください。

江戸川河川事務所
携帯版ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/m/index.htm>



告

河川に無許可で棧橋等の工作物設置及び船舶に係留する行為は、河川法に違反し河川管理上支障となります。

また、河川の出水により、工作物が流出する可能性があります。流出した際には、河川堤防及び橋梁に損傷を与えます。

工作物は速やかに撤去し、船舶は河川外やマリーナ等へ移動してください。

平成27年4月00日

国土交通省江戸川河川事務所

三郷出張所 048(952)7015

占用調整課 04(7125)7320

